

## 研究論文 1

# 男女共同参画社会・エンパワーメント・ジェンダー

近藤 弘(立教大学文学部 教授)

## はじめに

1999年6月15日に「男女共同参画社会基本法」（以下基本法と約す）が成立した。この法律は21世紀の日本社会を男女共同参画社会と位置づけ、その実現（形成）のための諸施策の基本を定めたものである。いささか遅きに失した感は否めないが、1975年の国際婦人年を契機として国際的に取り組まれてきた男女平等問題（性差別撤廃問題）に対する日本の姿勢を内外に示したものだといってよい。これまで個別な施策で対処してきた男女平等問題に対して、今後は男女共同参画社会の実現（形成）という大目標のもとにいわば総合的な施策が展開していくことになる。日本国憲法に「両性の本質的平等」が規定されてから50有余年経った今日制定された基本法。はたして、「ほんとうの男女平等」の実現の推進役を果たしていくのか、それとも相変わらず「たてまえの男女平等」に終わってしまうのか。国をはじめとして地方公共団体そして国民が問われている。ジェンダーに関心をもつ者にとってもこの問いは正面から取り組むべき課題である。

小論では、基本法を中心に、男女共同参画社会、女性の社会参画、エンパワーメント（特に女性のエンパワーメント）、ジェンダーに関して若干の考察を加えてみることにしたい。小論が少しでも男女共同参画社会に関する関心を喚起することができれば幸いである。

## 1. 男女共同参画社会とは

### (1)なぜ「男女共同参画社会」か

「男女共同参画社会」は英訳ではgender equal societyとなっている。そのまま訳せば男女平等社会でもよいわけだ。それをなぜ、基本法では「男女共同参画社会」としたのだろうか。そもそも「男女共同参画社会」という言葉は、1994年に改正された総理府本府組織令に法令上はじめて規定されたものである。すなわち、総理府に置くことのできる審議会に新たに「男女共同参画審議

会」を加え、その役割を「内閣総理大臣の諮問に応じて、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べること」と規定している（第18条）。ここで「男女共同参画社会」という言葉がはじめて使われたのである。

その後、1996年7月30日の男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」（以下ビジョンと約す）において、男女共同参画社会の定義がなされた。その定義はそのまま基本法においても踏襲されている。以下にあげておこう。

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

さらに、この答申を受けて総理府男女共同参画室が1996年12月に策定した「男女共同参画2000年プラン」（以下2000年プランと約す）では、「第1部 基本的考え方」の冒頭の部分で次のように述べている。

昭和21年、個人の尊重と男女平等を基本的人権として保障した日本国憲法が制定された。それからちょうど半世紀を経た平成8年、内閣総理大臣の諮問に対し、男女共同参画審議会（会長 縫田暉子）は、「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造ー」と題する答申の冒頭において、「男女共同参画—それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、眞の男女平等の達成を目指すものである」と述べた。我が国が戦後半世紀にわたって取り組んできた個人の尊重と男女平等の実現という課題は、男女共同参画という新たな概念のもとに、21世紀に向けて我が国が取り組まなければならない最重要課題として、改めて提起された。

これをみると、男女共同参画という概念を「新たな概念」として受けとめていることがわかる。少なくとも国は男女平等という概念よりも男女共同参画という概念の方をより新しい概念としてとらえているとみてよい。はたして男女共同参画という概念が男女平等よりも新しい概念であるかどうかに関しては議論のある所だ。しかし、ここではこれ以上立ち入らないことにしたい。

次に、この基本法を「男女共同参画社会基本法」と名付けた理由については、1998年11月4日付の男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法について～男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり～」において次のように述べている。

この法律の名称を男女共同参画社会基本法とする事が適當である。その理由は、

- 1) 男女共同参画社会は、男女平等の実現を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に發揮できる機会を保障することも重要な基本理念としていること
  - 2) 男女平等を実質的に実現するためには、公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画がきわめて重要であり、この点を強調する必要があること
- 等を考慮したものである。

おそらく基本法もこの理由をもって「男女共同参画社会基本法」と名付けたのであろう。第2の理由は特に女性の「参画」を重視するという意味ではわかるが、第1の理由ははたしてどうであろうか。「男女平等の実現を当然の前提とした上で」というが、むしろ男女平等が実現していないからこそ、基本法を制定してその実現に向かうのではないだろうか。

どうも国の文書では「男女平等」という言葉はできるだけ使わないという暗黙の了解があるようだ。このあたりは次に紹介するフェミニズムの立場からの批判ともかかわってくる。

## (2) フェミニズムからの批判

男女共同参画社会という言葉に対しては、特に性差別の撤廃を重視する立場から運動を展開してきたフェミニズムから批判が投げかけられている。次に紹介するのはこうした批判の代表的なものである。

「性差別の撤廃」に代わって、北京会議（1995年に北京で開催された「第4回世界女性会議」のことを指す一引用者注）の頃から、総理府が打ち出した「男女共同参画社会」という言葉がこの頃はかなり定着してきた。政府の英訳はジェンダー・イクオリティだそうだが、会の運動を経験した人たちは、この言葉に強い異議を唱えている。性別役割・性差別の撤廃を軸にして社会変革を目指してきたのに、「男女共同参画社会」では、その本質があいまいにすり替えられて、またもや「たてまえの男女平等」がまかり通ることが懸念されるからである。ナイロビ・北京会議以来、家事・育児・ボランティア活動などのアンペイド・ワークが女性に偏っていることが指摘されてきた。日本でもその数値が試算され、実際に女性がその90%を担っていることが明らかになった。新たに見えてきた「男はペイド・ワーク、女はアンペイド・ワーク」という強固な性別役割構造を打ち壊すのに、男女共同参画社会といったあいまいな言葉で闘えるものだろうか。性別役割・性差別の撤廃をうやむやにして、ほんとうの「男女平等社会」はあり得ないことを、今こそ強調したいのである。

[行動する会記録集編集委員会編『行動する女たちが拓いた道—メキシコからニューヨークへ—』  
未来社、1999年、18~19頁]

性別役割・性差別の撤廃をうやむやにして、ほんとうの「男女平等社会」はあり得ないのではないかという指摘は、鋭い指摘ではないかと思われる。もちろん、基本法においてもそのあたりをまったく無視しているわけではない。現に、第4条において次のように配慮すべきことを規定している。

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻止する要因となる恐れがあることからかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

何となくもってまわった言い方のような気がする表現ではないか。法律の表現としてはやむを得ないのかもしれないが、男女共同参画社会の形成（実現）に当たっては、もっと明確に性別役割・性差別の撤廃が不可欠である点を打ち出してもよいのではなかったか。

そうはいってもいまさら男女共同参画社会という言葉を撤回することはできないであろう。しかし、ジェンダーの視点に立つならば、この言葉の意味を性別役割・性差別を撤廃した社会の実現を目指すというフェミニズムの視点をふまえて使っていく必要があることを確認しておきたい。

## 2. 女性の社会参画

### (1) 政府文書における「女性の社会参画」のとらえ方

近年、女性の社会参画という表現を目にすることが多くなった。男女共同参画社会という言葉にもこうしたニュアンスが含まれている。現に基本法でも、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されることを旨として、行われなければならない」（第5条）と規定している。

さて、政府文書で女性の社会参画を明確に打ち出しているのは先にもふれたビジョンである。ビジョンでは男女共同参画社会の目標の一つとして、「政策・

方針決定過程への参画による民主主義の成熟」をあげ、以下のように述べている。

社会の構成員が等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受とともに責任を負うことが民主主義の基本である。政策・方針決定過程における男女共同参画は、社会の構成をより正確に反映し、民主主義の成熟を促すことによって、バランスのとれた社会の形成に寄与する。

それを受け、「第2部 男女共同参画社会への取り組み」の「3政策・方針の決定過程への女性の参画の促進」において以下のように述べている。

まず、〔取組の視点〕として、

政策・方針の決定過程において女性が男性と平等に参画することは、民主主義の要請であるとともに、女性の関心事項が考慮され、政策に反映されるための必要条件である。このため、国際社会においては、1990年（平成2年）5月、国連経済社会理事会で採択されたナイロビ将来戦略勧告が「意思決定レベルの地位における女性比率を1995年までに30%にする」ことを目標とし、北欧諸国などは既にこの水準を上回る女性の参画を実現している。我が国では、女性の社会参画が急速に進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画は、公的分野・私的分野を問わず、遅れた状況にある。

と述べ、

国や地方公共団体においては、施策の対象の半数を女性が占め、また、同時に施策の影響も受けることから、特に政策・方針決定過程に女性が積極的に参画する必要がある。

と、国や地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の必要性を述べる。

そして、

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の促進は格段の努力が必要とされる分野であることを念頭に、今後とも社会のあらゆる分野での取組が行われなければならない。

と結んでいる。

次に〔具体的な取組〕として、女性の閣僚への積極的登用、女性議員の増加、国の審議会等委員への女性の参画、地方公共団体における審議会等委員への女性の参画、女性公務員の採用・登用・職域拡大及び能力開発、大学をはじめとする高等教育機関及び研究機関における女性の一層の参画、民間企業における女性の登用の積極的配慮等をあげている。また、女性の参画を促進するための効果的な方策として積極的参画推進措置（いわゆるポジティブ・アクション、アファーマティブ・アクション）を検討すべきことも提言している。

この答申を受けて、総理府男女共同参画室は、先にもふれた「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画～」を策定した。このプランでは、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」ということで、・国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、・地方公共団体等における取組の支援、協力要請、・企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援、・調査の実施及び情報・資料の収集、提供の4つの基本的方策を掲げ、さらにそれぞれに具体的な施策を掲げている。その内容はほぼビジョンを踏襲したものとなっている。

こうして、国内計画においても政策・方針決定過程への女性の参画（女性の社会参画）を積極的に推進することが決定された。

ただし、1998年の男女共同参画審議会の答申では「男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に参画することに配慮しなければならない」と、それまでの「女性の参画」の強調が「男女の参画」という表現に変わっている。意味はほぼ同じとはいえ、男女参画の方に力点が移った感じを受けるのは考えすぎであろうか。

## （2）女性の社会参画の現状

以上のように政府関係の文書では、何よりも女性の社会参画が不可欠であることが強調されている。それでは、女性の社会参画の現状はどうなっているのであろうか。

ここでは、「平成11年度版男女共同参画白書」（総理府男女共同参画室編、大蔵省印刷局、1999年4月）（以下白書と約す）に基づき、女性の社会参画の現状をみておこう。

この白書はサブタイトルに「男女共同参画2000年プランに関する報告書（第3回）」とあるように、2000年プランで策定した諸施策がどの程度達成されているかに関する報告書として作成されたものである。なお、以下は特に断らない限り白書にもとづいて記述していく。

まず、国自身が「日本は、政治、経済を始めとして、各分野における政策・

方針決定過程への女性の参画が国際的にみても遅れていることが指摘されている」と述べ、日本における女性の社会参画が国際的にみても遅れていることを表明している。

その具体的現れは、国連開発計画（UNDP）が開発した人間開発指数（HDI）、ジェンダー開発指数（GDI）、ジェンダーエンパワーメント測定（GEM）における日本の状況である。HDI および GDI に関してはそれぞれ第 8 位（測定可能な 174ヶ国中）、第 13 位（測定可能な 163ヶ国中）であるが、GEM に関しては第 38 位（測定可能な 102カ国中）となっている（1998 年に発表された「人間開発報告書」）。

この GEM（ジェンダーエンパワーメント測定）は「国会議員に占める女性の割合」「行政職及び管理職に占める女性の割合」「専門職及び技術職に占める女性の割合」及び「女性の稼得所得の割合」の 4 つの要素から算出される数値である。その意味でこの数値はいかに日本における女性の社会参画が遅れているかを示す指標である。特に、日本では国会議員に占める女性の割合と行政職・管理職に占める女性の割合が低いといわれている。以下その点をみてみよう。なお、紙面の都合で図表は省略する。

#### （国会議員に占める女性の割合）

1998 年 3 月現在で、衆議院・参議院あわせた総数で女性議員は 60 名であり、女性議員の割合は 8.3% である。衆議院では、女性議員は 24 名でその割合は 4.3%、参議院では、女性議員は 36 名でその割合は 14.3% である。ちなみに国会議員に占める女性の割合が世界でもっとも高い国であるスウェーデンは 42.7%、次いでデンマーク 37.4%、ノルウェー 36.4% となっている。

#### （国の審議会における女性委員数）

2000 年プランでは、審議会等委員会への女性の参画の拡大については、次のように述べている。

平成 8 年 5 月 21 日付の男女共同参画推進本部決定に従い、ナイロビ将来戦略勧告の掲げる「指導的地位に就く女性の割合を少なくとも 30% にまで増やす」という国際的目標をおよそ 10 年程度の間に達成するとともに、当面、平成 12 年（西暦 2000 年）度末までのできるだけ早い時期に 20% を達成するよう努める。

しかし、1998 年 9 月 30 日現在の女性委員の割合は 18.3% にとどまっている。

## (女性国家公務員について)

女性の国家公務員に関しては、2000年プランでは、次のように述べている。

女性国家公務員についても、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を踏まえ、「男女共同参画社会社会を目指す中において、女性の一層の活用を図るよう、計画的な人材育成を進める必要がある」旨の平成8年1日付け人事院勧告の際の報告も念頭に置きつつ、採用、登用、職域の拡大及び研修・訓練の機会の職種的活用による能力の開発を計画的に促進する。

しかし、職務の級別女性国家公務員の割合（行政職（一））をみると、定型的な業務を行う職務である1級に占める女性の割合は32.8%と3割を超えておりが、職務の級が上がるにつれて女性の割合は減少し、本省の係長である4級から6級にかけては10%台、本省の課長・準課長相当級である9級から11級になると、約1%しかいない状況である。

次に、さまざま分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況を見てみよう。

白書では、国際機関で働く日本人女性の割合、労働組合への女性の参画、管理職への女性の参画、協同組合における政策・方針決定過程への男女共同参画の現状が述べられている。

労働組合に関しては、以前にも女性の労働組合への参加（推定組織率）が男性より低いことが指摘されているが（『女性のデータブック第2版』参照）、白書においてもその傾向が続いていることが指摘されている。また、組合活動の中核となる執行委員に占める女性の割合は、鉱業（3.4%）、運輸・通信業（5.4%）、電気・ガス・熱供給・水道業（5.5%）と低く、金融・保険業・不動産業で36.8%と比較的高くなっている。労働組合においてもまだまだ女性の政策・方針決定過程への参画は遅れている。

また、生活協同組合においては、各組合の役員である理事及び監事に占める女性の割合は半数を超えている。しかし、理事の内訳をみると、常勤の理事は約4%で、非常勤の理事が8割以上となっている。さらに管理職に占める女性の割合は非常に低い（部長職、次長職、課長職合計で3.5%）。生活協同組合という生活に密着した組織においてさえ、男性中心の運営が行われているといわざるを得ない状況である。

さらに、身近な地域社会での社会的活動においても男性と女性では差がでている。「廃品回収業」「子供会PTAの役員」は女性の割合が高いが、「防犯や防火活動」「町内会や自治会などの役員」は男性の割合が高い。性別分業観がまだま

だ根強いことの現れというべきであろう。

以上、特に政策・方針決定過程への女性の参画の現状を中心にみてきた。白書自身最初に述べたように日本ではまだ女性の社会参画は遅れていることがよくわかる。諸外国では女性の社会参画を推進するために、いわゆるポジティブアクション（アファーマティブアクションとも呼ばれる。基本法では「積極的改善措置」と呼んでいる）を積極的に取り入れている。日本でもこうした施策を積極的に推進しなければなかなか女性の社会参画は実現しないのではないか。ぜひ積極的に導入すべきであろう。

### 3. 女性の社会参画とエンパワーメント

以上みてきたように、日本においては女性の社会参画は非常に遅れている。この点に関して、女性の社会参画（政策・方針決定過程への女性の参加）を実現するためには、何よりも女性が力をつけること（エンパワーメント）が不可欠であることを明確に表明したのが、1995年に北京で開催された「第4回国際女性会議」であった。特にこの会議で採択された「行動綱領」の冒頭では次のように、エンパワーメントの重要性が表明されている。

この「行動綱領」は、女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である。これは、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の実施と経済的、社会的、文化的及び政治的意思決定の完全かつ平等な分担を通じて、公的及び私的生活のすべての分野への女性の積極的な参加に対するあらゆる障害の除去を促進することを目的とする。これはまた、家庭、職場及び広くは国際社会における女性と男性の権力及び責任の分担の原則を打ち立てることである。女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である。女性と男性の平等に基づく変容したパートナーシップが、人間中心の持続可能な発展の条件である。21世紀の挑戦に対処するべく、女性と男性が自らのため、その子どもたちのため及び社会のために共に働くことができるようになるためには、継続的かつ長期的なコミットメント（関与）が必須である。

この会議を契機として、エンパワーメント（empowerment）という言葉は広く使われるようになっていったといわれる。女性の社会参画を実現するためには、何よりも女性のエンパワーメントが重要であるという認識が広まりつつあることの現れだといってよい。

エンパワーメントとは力（パワー）をつけるという意味であるが、この言葉

は次のような意味をもつてることを認識しておく必要がある。

「女性が力（パワー）をつけること」をいう。第4回世界女性会議のキーワードであり、会議後の各地の女性問題への取り組みのなかでも、重要視され、盛んに用いられるようになった。「行動綱領は女性のエンパワーメントのためのアジェンダ（予定表）である」。第4回世界女性会議で採択された行動綱領の書き出しは、この言葉から始まっている。

権力（パワー）には排他的なイメージがあり、あるグループのパワーが増大することは、競争的な別のグループのパワーを弱めると考えられてきたが、エンパワーメントが意味するのは、こうしたゼロ・サム型の、人を従属させる性質の力ではない。自己決定能力といった個人的な力や、法的力、経済的力、政治的力など、一人が力をつけることが別人の力になり、グループ全体の力を高めていくような能力のことである。社会的な力をもたず、意思決定過程への影響力をもたなかつたグループや個人が、実力をつけ、意思決定過程に参画し、ODA や国際関係、国内での社会・経済の変容過程に当事者として主体的に対案を出していくプロセスや運動のあり方が想定されている。

[横浜女性協会編『女性問題キーワード』ドメス出版、1997年、198頁]

「自己決定能力といった個人的な力や、法的力、経済的力、政治的力など、一人が力をつけることが別人の力になり、グループ全体の力を高めていくような能力」こそがエンパワーメントだということである。決して、男性の権力（パワー）を奪い取って、男性に代わって自分（女性）たちが支配しようとするために力をつけるということではないということだ。

さらに、エンパワーメントという言葉を社会参画という面からだけとらえることは一面的であるとする次のような指摘も重要である。

日本語で「力をつけること」と訳される「エンパワーメント」であるが、しかし「女性が力をつけること=女性のエンパワーメント」が参画をめざすものとしてだけ立てられるとしたら、エンパワーメントを一面的にしか語つていないことになろう。この言葉には、女性の自分自身の中での「女性問題」への主体的な気付き、問題の背景への認識、さらに「問題解決のために行動する」あるいは「問題解決のために連帯する」という重要な側面が含まれている。（略）つまり重ねていえばエンパワーメントとは、女性一人ひとりが性差別の当事者として自らの置かれた状況での女性問題の存在に気付き、その問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動することにある。そのための力をつけることなのである。つまり女性自身の問題発見能力・問題解決能力をつけることを前提とする「決定権のある場面への女性の参画」であるべきなのである。

[金井淑子監修『参画へのエンパワーメント』神奈川女性ジャーナル 14号、神奈川県立かながわ女

性センター、1996年、125～127頁】

自らの女性問題を発見し、問題解決のために行動していくことのできる能力を身につけることこそエンパワーメントだという指摘である。いずれにしてもエンパワーメントはこのように奥の深い概念であることを確認しておきたい。

#### 4. 男女共同参画社会とジェンダー

男女共同参画社会とは英訳では gender equal society であるはじめに述べた。その意味で男女共同参画社会はジェンダーと深い関わりのある概念である。

基本法にはジェンダーという言葉自体は使われていないが、基本法のいわば解説版ともいうべきビジョンでは、この言葉がかなり使われている。

たとえば、「第1部 男女共同参画社会への展望」では、はじめのところで、「この答申は、女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現をめざすものである」と、社会的・文化的に形成された性別をジェンダーととらえている。さらに「男女共同参画社会の理念と目標」の一つとして、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化」では次のように述べている。

あらゆる社会システムの構築とその運営に当たっては、それらが実質的に女性と男性にどのような影響を与えるかを、常に検討する必要がある。社会の制度や仕組みが性差別を明示的に設けていないだけでは、あるいは文面上で男女平等が規定してあるだけでは、男女共同参画社会の実現には不十分である。このようなジェンダーに敏感な視点を定着・深化させ、事実上の平等の達成に向けて努力しなければならない。

事実上の男女平等の達成にはジェンダーに敏感な視点、すなわちジェンダー・センシティビティが不可欠であることを明言している。まさにその通りである。その意味で男女共同参画社会とはジェンダー・センシティビティが行き渡っている社会だということもできよう。

ただし、この答申を受けて策定された2000年プランでは、ジェンダーという言葉はほとんど出てこない（一ヵ所のみ）。また、基本法の制定を提言した1998年の男女共同参画審議会答申では、男女共同参画基本法の必要性を述べたなか

の「男女共同参画の視点の定着・深化」の箇所で、「男女共同参画社会を実現することにより、こうした社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）にとらわれず、男女が、自分の個性・能力を十分に發揮することができる」と記されているにすぎない。審議会の段階から法律作成の段階へと進むに従い、ジェンダーという言葉はおそらく法律になじまないという理由から除かれたのではないだろうか。先にもふれた基本法第4条はその意味からすればジェンダーにもっとも関わるものだといえるが、明確にジェンダーという言葉を使った方がよかったのではないか。このあたりに基本法の一つの限界があるように思われる。

しかし、たとえ言葉では出ていないとしても、男女共同参画社会はジェンダー（特にジェンダーに敏感である＝ジェンダー・センシティビティ）の視点を抜いては実現しないことは明らかである。21世紀の日本の社会を男女共同参画社会とすると宣言した以上、後戻りはできない。翻訳はともかくとして、ジェンダーの視点から gender equal society の実現へ向けての諸施策の実施に目を向けていきたい。

## おわりに

小論では、男女共同参画社会基本法の制定を中心に、男女共同参画社会とは何か、その実現に当たって重要な概念となるエンパワーメント等について論じてきた。また、最後にジェンダーとの関わりにも若干ふれた。あらためていうまでもなく男女共同参画社会はまだ実現されたわけではない。また、これまでの特に国を中心とした男女平等（性差別の撤廃）に関する取り組みをみる限り楽観は禁物だ。

ただし、すでに世界は男女平等（性差別の撤廃）の実質的な実現へ向けて動き出している。単に「バスに乗り遅れるな」といった発想ではなく、これまでの日本における男女平等（性差別の撤廃）への様々な運動の成果を生かしつつ、世界の動きに対応していくことが求められている。

男女共同参画社会に関してはまだまだ論すべき点が多い。小論はその一端を垣間見たにすぎない。また、抜け落ちた点も多々あろう。そうした点はそれぞれの立場からぜひ追究していってもらいたいと願う次第である。

## 【参考文献】(引用文献を除く)

1. 村松安子・村松泰子編『エンパワーメントの女性学』有斐閣、1995 年
2. 井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック第2版』有斐閣、1995 年
3. キャロライン・モーザ(久保田賢一・久保田真弓訳)『ジェンダー・開発・NGO—私たち自身のエンパワーメント』新評論、1996 年
4. 岩男寿美子・加藤千恵編『女性学キーワード』有斐閣、1997 年
5. 野々村恵子・中藤洋子編『女たちのエンパワーメント』国土社、1997 年
6. 国立婦人教育会館女性学・ジェンダー研究会編『女性学教育／学習ハンドブック(新版)』有斐閣、1997 年
7. 北京 JAC 報告書委員会編『ポスト北京—理論から行動へ』北京 JAC 事務局(発売・尚学社)、1997 年
8. あごら新宿編『男女共同参画社会基本法答申』(あごら244号)あごら MINI 編集部、1998 年
9. 『国際女性第12号』国際女性の地位協会(発売・尚学社)、1998 年
10. 鎌田とし子・矢澤澄子・木本喜美子編『講座社会学 14 ジェンダー』東京大学出版会、1999 年